

令和7年8月25日

無線局の免許状等のデジタル化等に係る関係省令等の改正案 に対する意見募集の結果

総務省は、無線局の免許状等のデジタル化等に係る制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、令和7年5月31日（土）から同年6月30日（月）までの間、意見募集を行いました。この結果、39件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表します。

1. 背景及び概要

近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進しています。電波法に基づく行政手続についても、免許人等及び行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減に資するデジタル化を更に推し進める必要があります。

こうした背景の下、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）に基づき、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入し、「完全デジタル化」により適した無線局の免許状等のデジタル化を実施することとしています。あわせて、電子処分通知等を可能とする予定としています。

今般、改正法の施行に伴い、無線局の免許状等のデジタル化等に係る制度整備を行うため、「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」等を作成し、当該制度改正案に対して意見募集を行いました。

2. 意見募集の結果

提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方は、別添1のとおりです。

3. 今後の予定

本日、省令案等に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令等を公布しました。これらは、令和7年10月1日（水）（一部除く）から施行されます。

4. 資料の入手方法

資料については、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

5. 参考事項

- ・無線局の免許状等のデジタル化等に係る関係省令等
 - ・概要（別添2）
 - ・定められた命令等及び根拠法令条項一覧（別紙1）
 - ・電波法施行規則等の一部を改正する省令等（別紙2）（別紙3）（別紙4-1～11）（別紙

5)

- ・電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)
https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html
- ・電波法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する意見募集(令和7年5月30日)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000542.html
- ・電波法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果(令和7年7月25日)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000548.html
- ・無線局の免許状等のデジタル化等に係る関係省令等の改正案に対する意見募集(令和7年5月30日)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000543.html

連絡先

総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：伊藤課長補佐、浜元主査、永井係長、田島主査

電話：03-5253-5874（直通）

E-mail：kikaku2_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。